



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 卑弥呼
代表者名 代表取締役社長 柴田 一
(JASDAQ・コード番号:9892)
問合せ先 取締役 経理・総務担当
進士 裕志
電話 03 - 5485 - 3712

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、より効率的で機動的に会社運営を行なっていくこと等を目的として、次の規定の新設・変更を行なうものであります。
 - 当会社に設置する機関について、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定の新設
 - 株券を発行する旨の規定の新設
 - 単元未満株主の権利の一部を制限するための規定の新設
 - 株主総会の開催地を東京都内に限定する旨の規定の新設
 - 取締役会の決議について書面による決議を可能とするための規定の新設
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法での開示を可能とするための規定の新設
 - 株主総会における代理人による議決権の行使について代理人の人数を規定するための変更
 - 定款の規定に基づき社外監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴う規定の新設
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 条)が施行され、公告の方法を電子公告とすることが認められたことから、現行定款第 4 条に定める公告の方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことが出来ない場合の措置を定めるものであります。
- (3) その他、文言や表現を会社法の規定に適応させるための変更、削除および従来の定款の構成を会社法の規定に沿った体裁への変更に伴う条項の移動を行なうものであります。

2. 変更の内容
別紙のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は5,190万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数、単元未満株券の不発行及び単元未満株の買増し) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。 3. 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は5,190万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を發行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2号各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(新設)</p>	<p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取り及び売渡し等当株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、单元未満株式の買取り及び売渡しならびに届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日) <u>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要がある場合には、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(招集) <u>第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議方法) <u>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 2. <u>商法第343条の規定によるべき総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会ごとに、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p><u>第14条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(招集及び開催場所) <u>第15条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>当社は、東京都で株主総会を開催する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) <u>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) <u>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 <u>当社の取締役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役として、代表取締役社長1名を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第19条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>2. <u>前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 <u>取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって、会社を代表すべき取締役として、代表取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集者、議長及び招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第25条 <u>当社の監査役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役及び補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>4. <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第28条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第29条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第六章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第32条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金ならびに中間配当金)</p> <p>第33条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当)をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金及び中間配当金その他の分配金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第六章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第41条 剰余金の配当及び中間配当は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の剰余金の配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>